

愛媛大学図書館農学部分館開館時間外入館管理システム運用要項

〔平成16年4月1日〕
農学部分館長決裁

(趣旨)

- 1 図書館閉館後における本学教職員及び学生の調査・研究を支援するため、農学部分館に開館時間外入館管理システムを導入する。

(利用者の範囲)

- 2 本システムをもって図書館を利用できる者は次のとおりとする。
 - (1) 本学の職員証の交付を受けた教職員
 - (2) 本学の学生証の交付を受けた農学部¹に在籍する3年次生以上の学部学生及び、農学研究科又は連合農学研究科に在籍する院生
 - (3) その他分館長が認めた学内者

(カードの発行)

- 3 本システムを利用するための入館用カードは、本学職員証及び学生証とする。

(利用内容)

- 4 利用できる時間は、図書館の閉館後から翌開館までの間とする。
- 5 利用できる場所は、1階、2階の閲覧部門及び書庫とする。
- 6 利用できる範囲は、資料の閲覧及び複写とする。但し、CD-ROM 及び AV 資料は除くものとする。
- 7 資料の所蔵状況調査及び情報検索を行うための利用者用端末の利用は許可する。
- 8 空調設備の運転は行わないものとする。

(遵守事項)

- 9 利用者は次の閉館後の利用規則を遵守し、利用時間内における事故等を防止する応分の責任を負うものとする。
 - (1) 資料を持ち出さないこと。
 - (2) 館内で飲食、喫煙をしないこと。
 - (3) 退館時には、必ず火気及び戸締りをチェックし、館内照明を消灯すること。
 - (4) 利用した資料は、必ず元の位置に返すこと。
 - (5) 利用した機器(複写機や端末等)の電源を切ること。
 - (6) 利用中の事故や異常が認められる場合には、守衛室(946-9915)に通報すること。
 - (7) 他の者へ入館に必要となるカードを貸与しないこと。
 - (8) 学習目的での利用をしないこと。

(利用の制限等)

- 10 分館長は、管理上必要と認めた時は、随時利用を制限することができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年9月12日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月6日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年6月6日から施行し、平成25年1月1日から適用する。